

## 住居番号の設定について

**住居番号は、建物毎に設定する必要があるため、住居表示実施区域において新築又は建替え等を行った場合は、住居番号設定等申請が必要です。**

### ● 住居表示実施区域は

裏面の那覇市住居表示実施区域図にてご確認ください。

### ● 申請をする窓口は

那覇市役所 本庁舎8階 技術総務課（住居表示G）へ直接お越しください。

※郵送による届出はできません。

### ● 受付時間は

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

※休日・・・土・日曜日、祝日（休日）、12月29日から翌年の1月3日まで

### ● 申請を行う人は

建築主（世帯主）または、当該建物の関係人（建築業者、水道業者等）であれば代理で申請することができます。

### ● 申請に必要な書類は

以下の書類のコピーを申請用紙に添付して提出してください。

①建築確認済証

②案内図（建物の場所がわかるもの）

③建物配置図（方位、敷地及び建物配置、道路、隣地からの離れ）

④建物平面図（各階、玄関位置、敷地範囲がわかるもの）

※添付図面は、建築確認済の押印がされているものとなります。

### ● 申請時期は

建物の出入口を確認する必要があるため、養生シート、足場、仮囲い等が外される頃。

### ● 申請にかかる期間

申請を受付てから、住居番号の決定まで10日程度かかります。

（祝日（休日）、年末・年始を挟む場合はそれ以上かかる場合もございます。）

### ● 住居番号の決定は

申請を受理した後、図面や現地を確認して住居番号を決定します。

### ● 申請にかかる費用は

無料です。

### ● ご注意ください

住居番号を定める必要があるのは、住宅、店舗、事務所、工場、倉庫など、郵便物が届く必要のある建物です。したがって、駐車場等の空地に住居番号を定めることはできません。

### ● お渡しするものは

住居番号を決定すると、建物等の所在地番と住居表示の関係を示す「街区符号（住居番号）設定等通知書」と「住居番号プレート（アルミ製 紺色）」を交付します。表示板は、建物等の出入口など外から見やすいところに取り付けてください。

# 住居表示実施区域内で、建築、増改築をされる方へ！

住居番号の設定あるいは変更の申請を行わず地番又は従前の住居番号を住所として使用しますと次のものに支障をきたすため、**申請は必ず必要**です。

- 住民登録
- 消防関係の届出
- 上下水道局への届出
- 郵便物等の配達



## 住居表示実施区域

- ※平成28年2月15日に真嘉比2・3丁目及び松島1丁目の各一部について住居表示を実施しました。
- ※平成26年3月1日に真嘉比1丁目の全部、真嘉比2・3丁目及び松島1丁目の各一部について住居表示を実施しました。
- ※平成25年11月25日に古波蔵1丁目及び古波蔵2丁目の一部について、住居表示を実施しました。
- ※平成25年8月5日に松島2丁目の一部について、住居表示を実施しました。
- ※平成23年11月14日に楚辺3丁目の全部及び泉崎2丁目、壺川1・2丁目の各一部について、住居表示を実施しました。
- ※平成23年5月23日に宇栄原4・5・6丁目について、住居表示を実施しました。

## ☆お問い合わせ先

那覇市まちなみ共創部 技術総務課(住居表示G)  
 場所：那覇市泉崎1丁目1番1号  
 那覇市役所本庁舎8階  
 電話：098-943-0779  
 FAX：098-917-1382